十一　［略］
十二　［略］
十三　［略］
十四　［略］
十五　［略］
十六　［略］
十七　［略］
十八　［略］
十九　［略］
二十　［略］
二十一　［略］
二十二　［略］
［号を削る。］
二十三　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
二十四　委員会の保有する情報の公開に関すること。
二十五　委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
二十六　委員会の所掌事務に関する法令案の作成及び法令の適用に関する事務の総括に関すること。
二十七　［略］
二十八　［略］
（人事課の所掌事務）
第四条　人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［号を削る。］
一　［略］
二　［略］
三　［略］
四　［略］
（参事官の職務）
第八条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は長官官房の所掌事務（委員会の所掌事務に関する訴訟に関するものに限る。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に参画する。
［号を削る。］

十　［同上］
十一　［同上］
十二　［同上］
十三　［同上］
十四　［同上］
十五　［同上］
十六　［同上］
十七　［同上］
十八　［同上］
十九　［同上］
二十　［同上］
二十一　［同上］
二十二　委員会の所掌事務に関する訴訟に関する事務の総括に関すること。
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
二十三　［同上］
二十四　［同上］
（人事課の所掌事務）
第四条　［同上］

一　機密に関すること。
二　［同上］
三　［同上］
四　［同上］
五　［同上］
（参事官の職務）
第八条　［同上］

一　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
［号を削る。］
一　委員会の所掌事務に関する訴訟に関すること。
［号を削る。］
二　委員会の保有する情報の公開に関すること。
三　委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
［号を加える。］
［号を加える。］
三　［略］
四　［略］
五　［略］
六　［略］
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　委員会の所掌事務に関する不服申立てに関する事務の総括に関すること。
（監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官）
第十四条　総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令審査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、公文書監理調査官一人、情報システム管理官一人、防災システム専門官一人及び上席原子力防災専門官一人を置く。
［2～10　略］
11　法令審査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
［号を削る。］
［号を削る。］
一　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
二　委員会の保有する情報の公開に関すること。
三　委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
［号を加える。］
［号を加える。］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
九　［同上］
十　［同上］
十一　委員会の所掌事務に関する法令案の作成及び法令の適用並びに不服申立てに関する事務の総括に関すること。
（監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官）
第十四条　総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人、公文書監理調査官一人、情報システム管理官一人、防災システム専門官一人及び上席原子力防災専門官一人を置く。
［2～10　同上］
11　法務調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　委員会の所掌事務に関する訟務に関する事務の総括に関すること。
二　前号に掲げる事務に関し必要な調査に関すること。
［号を加える。］